

令和3年4月12日

保護者各位

丸森町立館矢間小学校

校長 村岡 歩

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止基準について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関して、次の場合は、欠席とはせず、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とします。なお、出席停止の期間中においても無症状の場合には、自宅において課題学習等ができるように、担当教員より連絡いたします。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

	状況	出席停止期間
【感染】	1 本人が新型コロナウイルスに感染した場合	①感染が判明した日から出席停止とする。 ②出席停止の期間 ・医師の判断において、治癒したとされる日まで。
	2 本人が濃厚接触者と特定された場合	①特定された日から出席停止とする。 ②出席停止の期間 ・新型コロナウイルス感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間、又は保健所から指示された期間。検査の結果、陰性であった場合でも同様とする。 *感染した場合は、1へ
	3 同居者が濃厚接触者と特定された場合	①本人が無症状であっても、特定された日から出席停止とする。 ②出席停止の期間 ・同居者等の陰性が確認されるまでの期間。 *同居者が陽性の場合は2へ
【感染の疑い】	4 発熱など感染が疑われる症状がみられる場合	①学校に申し出があった場合は、出席停止とする。 ②出席停止の期間 ・症状が回復するまでの期間。 *感染した場合には1へ

【お願い】

- 1 児童在校時に、新型コロナウイルス感染症の疑い等の報告が入った場合は、全校児童を下校させる場合があります。その際は、電話やメール等で連絡いたします。
- 2 ご家族が感染したり、PCR検査を受けたりした場合は、速やかにご連絡ください。
- 3 感染者が出た際の、心ない噂や感染者探し、誹謗中傷等が大きな問題になっています。落ち着いた対応をお願いします。
- 4 出席等の判断に迷ったときは、学校へお問合せください。